

ホームページバナー広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）が管理するホームページへの広告掲載を適正に行うため、公益財団法人とっとりコンベンションビューローホームページ広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(広告の掲載場所)

第2条 要領第3条に規定する広告を掲載するホームページアドレス、掲載位置及び枠数は、次のとおりとする。

(1) 掲載サイト

- ①ビューローホームページ (<https://www.t-cb.jp/>)
- ②米子コンベンションセンターホームページ (<https://www.bigship.or.jp/>)

(2) サイト上での掲載位置

各サイトのトップページの下部

(3) 枠数

- ①ビューローホームページ／6枠
- ②米子コンベンションセンターホームページ／5枠

(広告の種類、規格等)

第3条 要領第4条に規定する広告の規格、禁止表現は、次のとおりとし、これらに該当する広告は掲載しない。

1 広告の規格

- (1) 大きさ：①ビューローホームページ／縦50ピクセル、横220ピクセル
②米子コンベンションセンターホームページ／縦90ピクセル、横220ピクセル
- (2) 形式：JPEG、GIFアニメーション、(FLASHは不可)
- (3) 容量：50KB以下(GIFアニメーションは300KB以下。但しホームページ表示に支障を及ぼす可能性がある場合は容量に係わらず受け付け不可とする)
- (4) 画像のALT属性テキスト：「広告-」で始め、「広告-」を除き全半角を問わず30文字以内

2 広告の禁止表現

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるもの
例) 「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (2) 閲覧者に不快感を与える恐れがあるもの
例) コントラスト(明度差)の強い画像、アニメーション効果等で頻繁な色調変化や過度な画像エフェクト処理を施した表現
- (3) 実際には機能しないもの
例) 選択肢があるかのように誤解するプルダウンメニュー等
- (4) ビューローの情報と誤解する恐れのある表現
例) 「公益財団法人とっとりコンベンションビューローからのお知らせはこちら」等
- (5) 配色又はデザイン等がビューローホームページまたは米子コンベンションセンターホームページとの調和を著しく欠くもの
- (6) その他広告の表現として適当でないとビューローが認めるもの

(広告掲載料)

第4条 要領第11条に規定する広告の掲載料は、次のとおりとする。

- 1 1 枠につき 1 か月当たり賛助会員企業 2, 5 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）、賛助会員以外企業 1 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。但し、ビューローが条件を付して別に定める場合については、その額とする。
- 2 GIF アニメーション形式のバナーの場合は、前項で定める料金の 2 倍の額とする。

附 則

この基準は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 6 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。